

特定疾病療養受療証の交付を受けるとき

長期間にわたり高額な医療費が必要となる特定疾病については、「特定疾病療養受療証」と被保険者証を併せて医療機関に提示することで窓口での負担が自己負担限度額までとなります。

対象となる特定疾病

- ・人工腎臓を実施している慢性腎不全
- ・血友病（血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害）
- ・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV 感染を含み、厚生労働大臣の定めるものに限る）

自己負担限度額

【70 歳未満】

特定疾病	自己負担限度額	所得証明書の提出
慢性腎不全	基礎控除後の所得が 600 万円超:2 万円	○
	基礎控除後の所得が 600 万円以下:1 万円	○
血友病	1 万円	×
HIV	1 万円	×

【70 歳以上 75 歳未満】

自己負担限度額: 一律 1 万円

提出書類

1. 特定疾病療養受療証交付申請書
2. 所得・課税等を証明する書類（70 歳未満の人工透析患者の場合）
 - ➔所得は、世帯全員（薬剤師国保被保険者）の合算です。世帯全員の年間所得から基礎控除（33 万円）を差し引いた額の合計が 600 万円以下の場合は、ご提出下さい。
 - ➔診療月が 1 月から 7 月は前々年分、8 月～12 月は前年所得を基に判定
3. 区市町村等から交付されている障受給者証の写し（交付されている方のみ）
4. 申請者の本人確認書類（郵送の場合、写しを添付）
 - (ア) 個人番号カードをお持ちの場合
 - ➔個人番号カードの表・裏両面
 - (イ) 個人番号カードをお持ちでない場合
 - ➔通知カード又は個人番号記載の住民票と運転免許証等

